

KENPO  
DAYORI

# 健保だより

西武健保ホームページからもご覧になれます。http://www.seibu-kenpo.or.jp

No.1049

2018.1.25

西武健康保険組合



## ～確定申告で所得税等の医療費控除をされる方へ～



平成 29 年税制改正により、医療費控除の適用を受ける場合、領収書の添付が必要なくなり、その代わりに国税庁指定の「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。そこに記入する事項の一部に、健保の発行する「年間医療費のお知らせ」を利用することで、記入を一部省略することが条件付きで可能になりました。※平成 31 年分までは、従来通りの方法（領収書の添付・提示）でも申告することができます。



### 「年間医療費のお知らせ」とは…？

皆さまに健康や医療費に対する理解を深めていただくために、1月から12月のご自身とご家族の受診状況（入院・通院・歯科・薬局）や、かかった医療費、診療年月、診療日数を記載し、毎年5月頃にお配りしていました。今年から医療費控除の添付書類としてもご利用いただくため、2月の月上旬頃に会社を通してお配りいたします。

「年間医療費のお知らせ」は、そのままでは申告に利用できません。

以下の点にご注意ください！



別紙“記入例”を参照してください。

1. 「年間医療費のお知らせ」に記載されているのは1月から10月診療分までです。

→11、12月分は「医療費控除の明細書」（国税庁ホームページより入手）を従来通り領収書に基づき作成し、申告することが必要です。

2. 「年間医療費のお知らせ」には医療機関名などは記載されていません。

→「年間医療費のお知らせ」に領収書に基づき医療機関名などを補完記入することで、「医療費控除の明細書」の添付資料として使用することができます。

3. 記載内容はあくまで、西武健保の被保険者・被扶養者の健康保険扱い分のみです。

→西武健保の扱い以外は記載対象ではありません。記載対象以外に申告できる医療費があるときは、従来通り領収書に基づき申告する必要があります。

4. 今回の確定申告から、いずれの場合も領収書の提出は不要となりましたが、申告期限から5年間は税務署から提出・提示を求められる場合がありますのでご自宅で保管してください。



確定申告の制度についての詳細は国税庁の確定申告特集ホームページ

<https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/tokushu/index.htm> を参照してください。



「年間医療費のお知らせ」については西武健康保険組合Tel04-2926-3876 までお問い合わせください。